

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
株式会社スシローグローバルホールディングス
代表取締役社長 水 留 浩 一

第3期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼申しあげます。

さて、当社第3期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2017年12月20日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

①日 時	2017年12月21日（木曜日）午前10時				
②場 所	大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA地下2階 ハービスHALL （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）				
③目 的 事 項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第3期（2016年10月1日から2017年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第3期（2016年10月1日から2017年9月30日まで）計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の改定の件（ストックオプションの付与）</td></tr></table>	報告事項	1. 第3期（2016年10月1日から2017年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第3期（2016年10月1日から2017年9月30日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の改定の件（ストックオプションの付与）
報告事項	1. 第3期（2016年10月1日から2017年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第3期（2016年10月1日から2017年9月30日まで）計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の改定の件（ストックオプションの付与）				
④議決権行使等についてのご案内	2頁から3頁までに記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。				
⑤インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要に関する事項、連結計算書類の連結注記表並びに計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、以下に記載の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。				

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

本株主総会における決議結果につきましては、本株主総会終了後、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（<http://www.sushiroglobalholdings.com>）

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時

2017年12月21日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所

大阪市北区梅田 2-5-25
ハービスO S A K A地下2階 ハービスHALL

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2017年12月20日（水曜日）午後5時00分到着分まで

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取扱いたします。

【第1号議案、第2号議案、第5号議案、第6号議案】

- 賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- 否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

【第3号議案、第4号議案】

- すべての候補者に賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- すべての候補者を否認する場合 → “否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 → “賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

インターネット等で議決権を行使される場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）



行使期限

2017年12月20日（水曜日）午後5時00分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 「パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）」は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
- ③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使の際の注意点

- ① インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
 - ② インターネット等によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
 - ③ インターネット等による議決権行使は、2017年12月20日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
- なお、ご不明な点等がございましたら下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。
- ② 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 （受付時間 9:00～21:00）
- (2) その他のご照会は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりいたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式 1 株につき 45円 配当総額 1,235,648,610円
剰余金の配当が効力を生じる日	2017年12月22日（金曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は取締役会の監督機能をより一層向上することを目的に、会長及び社長を除いた役付取締役を廃止し、最適かつ機動的な執行体制を構築することを目的に、執行役員の中から役付執行役員を選定することといたします。

また、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、株主総会、取締役会の招集権者及び議長を取締役社長に変更することといたします。

上記の考え方にに基づき、現行定款を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

- (1) 取締役会長及び取締役社長を除いて役付取締役を廃止（変更案第22条第2項）いたします。
- (2) 上記（1）に伴い、業務執行に関する規定を変更（変更案第23条）するとともに、執行役員の中から役付執行役員を選定できる旨の規定の新設（変更案第26条）をいたします。
- (3) 株主総会の招集権者及び議長に関する規定の変更（変更案第13条）をいたします。
- (4) 取締役会の招集権者及び議長に関する規定の変更（変更案第27条及び第29条）をいたします。
- (5) その他、条文の追加に伴う条数の変更、必要な文言の加除、修正等所要の変更をいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議により取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u> 2. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合にこれを招集する。 第4章 取締役 (代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役1名以上を選定する。 2. 取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名、<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u> (業務執行) 第23条 取締役社長は会社の業務を統轄し、<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、取締役会により定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行にあたる。</u> 2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会により定められた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。	第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 2. (現行どおり) 第4章 取締役 (代表取締役及び役付取締役) 第22条 (現行どおり) 2. 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名及び取締役社長1名を選定することができる。 (業務執行) 第23条 取締役社長は会社の業務を統轄する。 2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(執行役員)</u>
	<u>第26条 取締役会の決議をもって、執行役員を選任し、業務を執行させることができる。</u>
	<u>2. 取締役会は、その決議をもって、執行役員の中から役付執行役員を選定することができる。</u>
第5章 取締役会 (取締役会の招集)	第5章 取締役会 (取締役会の招集)
第 <u>26</u> 条 取締役会は取締役会長がこれを招集する。 取締役会長を定めないと、又は事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	第 <u>27</u> 条 取締役会は取締役社長がこれを招集する。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
第 <u>27</u> 条 (条文省略)	第 <u>28</u> 条 (現行どおり)
(取締役会の議長)	(取締役会の議長)
第 <u>28</u> 条 取締役会の議長は、取締役会長がこれにあたる。取締役会長を定めないと、取締役会長に事故があるとき、又は取締役会に出席しない場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	第 <u>29</u> 条 取締役会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるとき、又は取締役会に出席しない場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
第 <u>29</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>30</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため3名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績並びにこれまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任と判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位、担当	属 性
1	水 留 浩 一	代表取締役社長	再 任
2	木 下 嘉 人	執行役員	新 任
3	堀 江 陽	—	新 任
4	新 居 耕 平	—	新 任
5	藤 尾 益 雄	—	新 任
6	森 竜 哉	—	新 任
7	ポール・クオ	取締役（監査等委員）	新 任 社 外 独 立
8	松 本 晃	—	新 任 社 外 独 立

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	みず とめ こう いち 水 留 浩 一 (1968年1月26日生) 再 任	1991年 4 月 株式会社電通入社 1996年 2 月 アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア株式会社) 入社 2000年 4 月 株式会社ローランド・ベルガー (日本法人) 入社 2005年 1 月 同社代表取締役 2009年10月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構) 常務取締役 2010年 1 月 日本航空株式会社管財人代理 2010年12月 同社取締役副社長 2012年 7 月 株式会社ワールド常務執行役員 2013年 6 月 同社取締役専務執行役員 2015年 1 月 株式会社あきんどスシロー顧問 2015年 2 月 同社代表取締役社長 (現任) 2015年 3 月 当社代表取締役社長 (現任) 2015年 6 月 Sushiro USA LLC Manager 2015年 9 月 SUSHIRO KOREA, INC.理事 (現任) 2015年10月 株式会社スシロークリエイティブダイニング代表取締役 (現任) 2016年 5 月 Sushiro U.S. Holdings Inc. Director (重要な兼職の状況) 株式会社あきんどスシロー代表取締役社長 SUSHIRO KOREA, INC.理事 株式会社スシロークリエイティブダイニング代表取締役	30,411株
	取締役候補者とした理由	2015年の当社取締役就任以来、グローバル・コンサルティングファームにおいて幅広い投資事業に携わるにより培われた豊富な知識、経験や高い見識等を活かして、当社の代表取締役社長として、当社グループの国内外事業の発展に尽力していると判断し、引き続き、取締役候補者となりました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
2	きの した よし ひと 木 下 嘉 人 (1976年3月24日生) 新 任	1999年4月 株式会社あきんどスシロー入社 2006年4月 同社営業部長 2007年12月 同社取締役人事総務部長 2011年4月 同社総務部長 2015年3月 同社人事総務部長 2015年10月 同社取締役執行役員人事総務本部長（現任） 2016年1月 当社執行役員総務部担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社あきんどスシロー取締役執行役員人事総務本部長兼 品質管理室担当	809株
	取締役候補者とした 理由	当社子会社である株式会社あきんどスシロー入社以来、店舗での営業経験を積んだ後、人事部及び総務部の部長職を長期にわたって務めており、当社グループの店舗における営業活動について精通しているとともに、人事、総務分野における豊富な業務への見識も有していることから、取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	ほり え よう 堀 江 陽 (1970年3月14日生) 新 任	2000年 3 月 株式会社あきんどスシロー入社 2012年 4 月 同社仕入部長 2012年10月 同社商品部長 2015年 8 月 同社商品企画部長、新業態推進室長 2015年10月 株式会社スシロークリエイティブダイニング 取締役（現任） 2016年10月 同社執行役員商品本部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社スシロークリエイティブダイニング取締役 株式会社あきんどスシロー執行役員商品本部長	947株
	取締役候補者とした理由	当社子会社である株式会社あきんどスシロー入社以来、仕入部・商品部の部長を務めるなど、当社グループにおける豊富な業務経験と、海産物の仕入れにおける豊富な知識及びネットワークを有しており、さらに当社グループの新業態設立に際し、新業態推進室長、株式会社スシロークリエイティブダイニング取締役として中心的な役割を担ってきたことから、取締役候補者となりました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
4	に い こう へい 新 居 耕 平 (1979年4月16日生) 新任	1999年9月 株式会社あきんどスシロー入社 2009年10月 同社西日本第2担当統括課長 2010年6月 同社第一営業部統括課長 2012年10月 同社品質管理室長 2014年3月 同社第三営業部長 2016年10月 同社執行役員営業本部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社あきんどスシロー執行役員営業本部長	961株
	取締役候補者とした 理由	当社子会社である株式会社あきんどスシロー入社以来、店舗での営業経験を積んだ後、品質管理室長、営業部長を経て、2016年から株式会社あきんどスシローの執行役員営業本部長に就任するなど、当社グループの営業について実績を有し、豊富な経験と知識を有していることから、取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
5	ふじ お みつ お 藤 尾 益 雄 (1965年6月14日生) 新 任	2000年 6 月 株式会社神明常務取締役 2003年 6 月 同社専務取締役 2007年 6 月 同社代表取締役社長（現任） 2013年 5 月 カッパ・クワイートホールディングス株式会社取締役 2013年 6 月 元気寿司株式会社取締役 2013年11月 カッパ・クワイートホールディングス株式会社代表取締役会長兼社長 2014年 5 月 同社代表取締役会長 2014年 6 月 元気寿司株式会社取締役会長（現任） 2015年 6 月 株式会社ウーケ代表取締役社長（現任） 2016年 3 月 東果大阪株式会社取締役会長（現任） 2016年 3 月 株式会社神戸まるかん代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社神明代表取締役社長 元気寿司株式会社取締役会長 株式会社ウーケ代表取締役社長 東果大阪株式会社取締役会長 株式会社神戸まるかん代表取締役会長	0株
	取締役候補者とした理由	株式会社神明及び元気寿司株式会社の経営者として、長年にわたる経営者としての経験と実績を有しており、同知見を当社グループの国内外事業の発展に十分に活かしていただけると判断し、取締役候補者としました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
6	もり たつ や 森 竜 哉 (1964年7月17日生) 新任	2004年 6 月 株式会社神明執行役員 2008年 6 月 同社取締役 2011年 6 月 同社上席執行役員 2016年10月 同社上席執行役員グループ商品本部長(現任)	0株
	取締役候補者とした 理由	株式会社神明及びグループ会社における営業本部、商品本部を担当し、商品について豊富な経験・実績・見識を有しており、同知見を当社グループの経営に活かしていただけると判断し、取締役候補者としました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 の 数
7	ポ ー ル ・ フ ォ (1962年12月15日生) 新任 社 外 独立役員	1986年 7 月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 1994年 3 月 クレディ・スイス入社 2003年 6 月 クレディ・スイス ファーストボストン証券会 社最高経営責任者及び日本における代表者 2004年 4 月 日本証券業協会証券戦略会議委員 2006年 1 月 一般社団法人国際銀行協会会長 2006年 4 月 クレディ・スイス証券株式会社代表取締役社長 兼CEO 2011年 6 月 株式会社東京証券取引所取締役 2016年 7 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	0株
	社外取締役候補者として理由	複数の金融会社、証券会社における勤務及び経営者としての経営実績と高い見識を有しており、当社の監査等委員である取締役として経営を適切に監督いただいています。これらのことから、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役候補者としました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
8	まつもと あきら 松 本 晃 (1947年7月20日生) 新任 社外 独立役員	1972年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社 1986年11月 センチュリーメディカル株式会社出向 取締役営業本部長 1993年 1 月 ジョンソン・エンド・ジョンソン メディカル株式会社 (現ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社) 代表取締役プレジデント エチコン エンドサージェリー事業本部長 1999年 1 月 同社代表取締役社長 2008年 1 月 同社最高顧問 2008年 4 月 カルビー株式会社顧問 2008年 6 月 同社取締役 2009年 6 月 同社代表取締役会長兼CEO (現任) 2014年12月 前田工織株式会社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) カルビー株式会社代表取締役会長兼CEO 前田工織株式会社取締役	0株
	社外取締役候補者とした理由	長年にわたる経営者としての経営実績と高い見識を有しており、また、経営の専門家としての経験・見識をもとに当社グループの持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 藤尾益雄氏は、株式会社神明の代表取締役社長及び元気寿司株式会社の取締役会長を兼務しており、また、森竜哉氏は、株式会社神明の上席執行役員グループ商品本部長を兼務しておりますが、当社は両社との間で、2017年9月29日付で資本業務提携契約の締結を行っており、今後元気寿司株式会社との経営統合に向けて協議を行っております。他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ポール・クオ氏及び松本晃氏は、社外取締役候補者であります。
3. ポール・クオ氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、1年5か月となります。
4. ポール・クオ氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、松本晃氏の選任が承認された場合は、独立役員となる予定であります。
5. 藤尾益雄氏、森竜哉氏、松本晃氏の選任が承認された場合、当社は同氏らとの間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といいたします。
6. 当社は、ポール・クオ氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役川島育也氏、藤井良太郎氏及びポール・クオ氏の3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位、担当	属 性
1	川 島 育 也	取締役（監査等委員）	再 任 社 外 独 立
2	豊 崎 賢 一	取締役	新 任

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	かわ し ま い く や 川 島 育 也 (1947年5月22日生) 再 任 社 外 独立役員	1979年11月 陽光監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 1981年4月 公認会計士登録 1984年6月 税理士登録 1984年6月 川島税理士事務所（現税理士法人川島総合事務所）代表社員（現任） 1990年7月 陽光監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 2004年11月 ブレイクスルー・サポート株式会社設立代表取締役（現任） 2009年7月 公認会計士川島育也事務所代表（現任） 2011年12月 株式会社あきんどスシロー監査役（現任） 2012年6月 株式会社藤商事社外監査役（現任） 2015年3月 当社監査役 2015年12月 当社取締役（監査等委員）（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社あきんどスシロー監査役 税理士法人川島総合事務所代表社員 ブレイクスルー・サポート株式会社代表取締役 公認会計士川島育也事務所代表 株式会社藤商事社外監査役	0株
	監査等委員である社外取締役候補者とした理由	公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、監査法人での勤務経験など、監査業務に精通しております。また、2011年より、当社子会社である、株式会社あきんどスシローの監査役として、監査業務に携わっております。引き続き当社の監査を中心とした取締役として、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
2	とよ さき けん いち 豊 崎 賢 一 (1965年2月1日生) 新任	1984年10月 株式会社すし太郎入社 1992年12月 同社取締役 2000年12月 株式会社あきんどスシローに商号変更、同社取締役仕入部長 2004年 1 月 同社取締役営業本部長兼本社営業部長 2005年 1 月 同社取締役営業部長 2006年 4 月 同社取締役仕入部長 2007年12月 同社代表取締役副社長兼仕入部長 2008年 8 月 同社代表取締役副社長兼営業本部長兼仕入部長 2009年 6 月 同社代表取締役社長兼営業本部長兼仕入部長 2010年 6 月 同社代表取締役社長兼執行役員 2015年 2 月 同社取締役品質管理室担当 2015年 3 月 当社取締役（現任） 2017年 6 月 株式会社一豊代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社一豊代表取締役	167,949株
	監査等委員である取締役候補者とした理由	1984年に株式会社あきんどスシロー（株式会社すし太郎）入社以来、店舗での営業経験を積んだ後、営業部長、仕入部長を経て、2009年から代表取締役社長を務めるなど、当社グループにおける豊富な業務経験と、海産物の仕入れにおける豊富な知識及びネットワークを有し当社グループの業務に精通していることから、監査等委員である取締役候補者としました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川島育也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 川島育也氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。なお、川島育也氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
4. 川島育也氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、川島育也氏及び豊崎賢一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任される取締役ジョン・ダーキン氏に対し、在任中の労に報いるため、当社取締役退職慰労金規程に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員会設置会社に移行する前の取締役に係る在任期間に相当する退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、監査等委員会設置会社に移行する前の取締役の在任期間分を含めて取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ジョン・ダーキン	2015年10月 当社取締役 現在に至る

また、当社は、取締役の報酬制度見直しの一環として、2017年11月22日開催の取締役会において、常勤取締役に対する退職慰労金制度を廃止することを決議しました。これに伴い、第3号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役水留浩一氏に対し、当社取締役退職慰労金規程に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員会設置会社に移行する前の取締役に係る在任期間に相当する退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。贈呈の時期は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の退任時とし、その具体的金額、方法等は、監査等委員会設置会社に移行する前の取締役の在任期間分を含めて取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
水 留 浩 一	2015年3月 当社代表取締役社長 現在に至る

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の改定の件（ストックオプションの付与）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬は、2015年12月16日開催の第1期定時株主総会において、年間報酬額の上限を300百万円、2016年12月15日開催の第2期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に無償で提供している社宅の賃料相当額を月額1百万円以内とご承認いただき今日に至っております。今般、当社の業績や株価にさらに連動させることにより、企業価値の持続的な向上と経営者と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、中長期インセンティブとして新たに株式報酬型ストックオプションを導入することとしたいと存じます。

つきましては、上記報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除くものとし、以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額200百万円以内の範囲で報酬として発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。対象取締役のうちの具体的な付与対象者並びに支給時期及び配分については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社が導入する株式報酬型ストックオプションは、対象取締役を対象として発行しますが、当該ストックオプションの行使については、当社株価成長率とTOPIX（東証株価指数）成長率とを比較して新株予約権の行使が認められる数を定めるなど、行使できる新株予約権の数を株価成長率により変動させるものであります。当社株価の変動のみならず、株式市場全体の株価動向と比較した当社株価のパフォーマンスを考慮することにより、株式市場の成長以上の当社の企業価値の増大へ向け、対象取締役の意識をより強く喚起していくことになります。

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の公正な評価額を基準として定める払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該金銭報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象取締役は5名となります。

本議案により株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容の概要は、次のとおりです。

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、各事業年度において、当社普通株式128,200株を年間の上限とします。

2. 新株予約権の総数

各事業年度において、1,282個を年間の上限とします。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、当社普通株式100株とします。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。なお、付与株式数の調整に応じて、上記1. の新株予約権の目的である株式の総数も調整されるものとします。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定される新株予約権の公正な評価額と同額とします。なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該金銭報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺することとします。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の割当日の翌日から40年間とします。

6. 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権者は、行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。

行使できる新株予約権の数は、割当てを受けた新株予約権の数に、相対的TSR（下記の算式に従って算出されます。）に応じて次頁のグラフに基づき算出される権利確定率（以下「権利確定率」といいます。）を乗じた数とします。また、対象取締役が割当日から3年を経過する日より前に当社及び当社の子会社の取締役又は執行役員のいずれの地位を喪失した場合には、次頁のグラフに基づき算出される権利確定率に、割当日からの在任月数（1月未満は切り捨て）を36で除した割合を乗じて、権利確定率を算出するものとします。なお、対象取締役が行使できる新株予約権の数に1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

〔相対的TSRの算式〕

相対的TSR = 絶対的TSR ÷ TOPIX成長率

絶対的TSR = {期末の株価 + 配当金総額} ÷ 期首の株価

期末の株価： 割当日から3年を経過する日（対象取締役が割当日から3年を経過する日より前に当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位を喪失した場合には当該地位喪失日をいいます。以下同じ。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除きます。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

期首の株価： 割当日の属する月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

配当金総額： 割当日から3年を経過する日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

TOPIX成長率 = 期末のTOPIX ÷ 期首のTOPIX

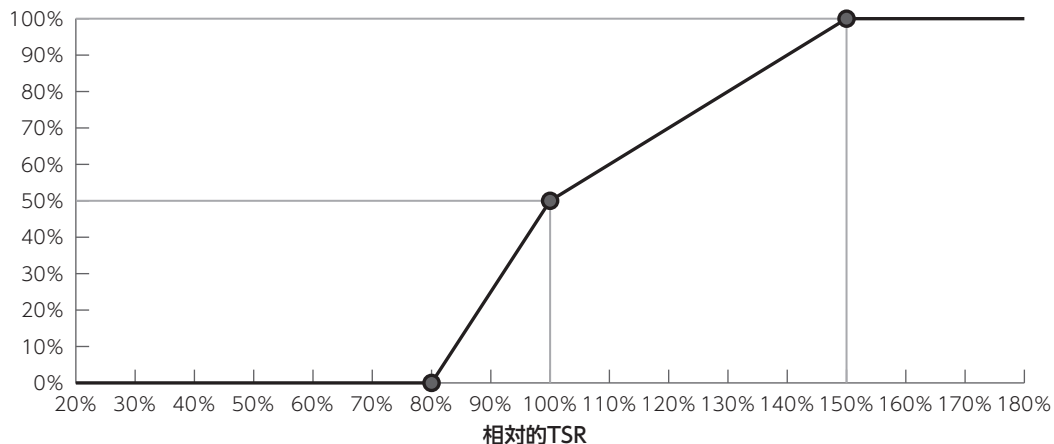
期末のTOPIX： 割当日から3年を経過する日の属する月の前月の各日のTOPIX（東証株価指数をいいます。以下同じ。）の終値平均値

期首のTOPIX： 割当日の属する月の各日のTOPIXの終値平均値

上記の計算において、終値平均値は、小数第2位を四捨五入します。

権利確定率グラフ

権利確定率



ただし、新株予約権を引き受ける者の役位に応じて、権利確定率の下限は16.60%～27.66%（以下「下限権利確定率」といいます。）とし、就任より1年以内に退任する場合には下限権利確定率は調整されます。

また、絶対的TSRが1（100%）を下回った場合又は期末の株価が期首の株価を下回った場合には、下限権利確定率が適用されます。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

8. 新株予約権のその他の内容等

新株予約権のその他の内容等については当社取締役会の決議において定めます。

（ご参考）

当社は、本議案が承認可決されることを条件に、本定時株主総会終結後に、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員にも、上記と同様の新株予約権を割り当てる予定です。

以上

(提供書面)

事業報告

(2016年10月1日から
2017年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の各種政策を背景として、企業収益や雇用・所得環境の改善など、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、英国のEU離脱問題、米国大統領選後の政策、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の経済先行の懸念など、依然として先行きは不透明な状況にあります。

外食業界におきましては、消費者の節約志向が続く中、少子高齢化による労働力の減少や人件費の高騰、業種・業態の垣根を越えた顧客獲得競争の激化など、厳しい経営環境が続いております。

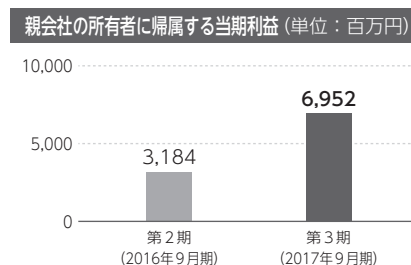
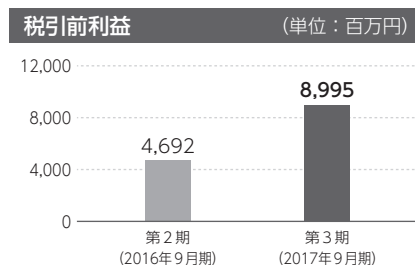
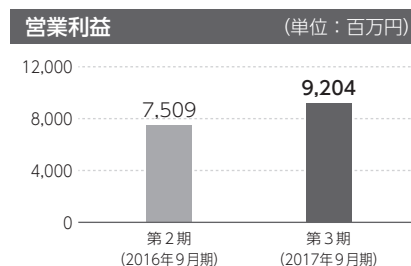
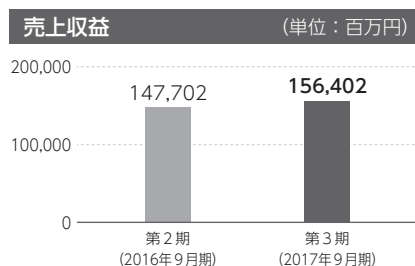
このような状況の中、当社グループでは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」を使命として、美味しいすしを通じてより多くの皆さまに驚きと感動を感じて頂きたいという願いに向けて、商品開発、店内調理、安心・安全の取り組み及びサービスの向上に取り組んでまいりました。

また、店舗開発につきましては、38店舗出店（国内36店舗、海外2店舗）、4店舗退店（国内1店舗、海外3店舗）したことにより、当連結会計年度末の店舗数は、国内477店舗、海外7店舗の合計484店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益156,402百万円（前連結会計年度比5.9%増）、営業利益9,204百万円（前連結会計年度比22.6%増）、税引前利益8,995百万円（前連結会計年度比91.7%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益6,952百万円（前連結会計年度比118.3%増）となりました。

EBITDAは13,899百万円、調整後EBITDAは13,933百万円、調整後当期利益は6,473百万円となりました。

- (注) 1. EBITDA＝営業利益＋その他の費用－その他の収益＋減価償却費及び償却費＋長期前払費用償却費＋長期前払費用（敷金及び保証金）償却費
 2. 調整後EBITDA＝EBITDA＋経営指導契約に基づく経営指導料＋Sushiro U.S. Holdings Inc.関連損益
 3. 調整後当期利益＝当期利益＋経営指導契約に基づく経営指導料＋上場関連費用＋リファイナンスコスト＋Sushiro U.S. Holdings Inc.関連損益＋税効果調整等
 4. 経営指導契約に基づく経営指導料とは、当社とConsumer Equity Investments Limitedとの間のコンサルティング契約に基づく報酬を意味します。



② 設備投資の状況

当連結会計年度は、グループ全体で38店舗出店（国内36店舗、海外2店舗）、4店舗退店（国内1店舗、海外3店舗）いたしました。その結果、当連結会計年度末における店舗数は、すべて直営で国内477店舗、海外7店舗の合計484店舗となりました。

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資の総額は、5,666百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産4,547百万円、敷金及び保証金824百万円、無形資産295百万円です。

なお、上記金額には、消費税は含まれておりません。

③ 資金調達の状況

新規の資金調達はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (2015年9月期)	第 2 期 (2016年9月期)	第 3 期 (当連結会計年度 (2017年9月期))
売 上 収 益 (百万円)	136,174	147,702	156,402
営 業 利 益 (百万円)	6,888	7,509	9,204
税 引 前 利 益 (百万円)	5,226	4,692	8,995
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	3,826	3,184	6,952
基 本 的 1 株 当 た り 当 期 利 益 (円)	54.79	90.11	253.16
資 産 合 計 (百万円)	116,472	122,356	125,562
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	46,712	24,922	31,853
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	665.99	892.43	1,145.36

- (注) 1. 第3期より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第1期及び第2期のIFRSに基づいた諸数値もあわせて記載しております。
2. 当社は、2016年12月22日付で普通株式590株を1株にする株式併合を実施しております。基本的1株当たり当期利益については、第1期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、当該株式併合後の発行済株式数により算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業の内容
株 式 会 社 あ き ん ど ス シ ロ ー	100百万円	100.0	すし事業
S U S H I R O K O R E A , I N C .	5,000百万ウォン	94.0	すし事業
株式会社スシロークリエイティブダイニング	10百万円	100.0	すし事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社あきんどスシロー
特定完全子会社の住所	大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の 帳簿価額	33,891百万円
当社の総資産額	60,459百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」という使命の下に、高品質な食材の仕入れ、鮮度管理の徹底、店内調理へのこだわり、きめ細やかな清掃・接客により、地域に喜ばれる店舗を作ってまいりました。今後、一層お客様に喜ばれ必要とされる店舗づくりのためには、顧客ニーズへの柔軟な対応、より強固な組織体制の整備、市場競争力の向上が必要であると認識しており、以下の重点施策に取り組んでいく所存であります。

① 新規出店の継続

当社グループは、これまで西日本を中心として「スシロー」を郊外のロードサイドを中心に outlets してきましたが、将来的に国内の人口減少や outlets 余地の減少が予測されることから、西日本に加え首都圏を含む東日本や、既に展開している地域における都市部への outlets もより本格化してまいります。

② 既存店の収益力強化

当社グループは、他社とのサービスの一層の差別化を図り、既存店の収益力を強化することが重要であると認識しております。

(i) 来店客数の増加

当社グループの優位性は、創業以来「うまさ」にこだわり、それを維持してきたことにあります。店舗数を拡大していくにつれ、各店舗における高い満足度を提供するためにサービスの均一化を図ってきた一方で、今後はより地域特性に応じたサービスの提供、キャンペーンやオリジナル商品の投入、PR戦略を推進することで既存店舗の来店客数の増加を図ってまいります。

また、カフェ、夜飲みといった利用シーンを拡大していくことで顧客の再来店を促していくほか、アイドルタイムにおける稼働率の向上やスマートフォンアプリを活用した「まいどポイント」等の顧客満足度・顧客ロイヤリティ向上施策を実施することで来店客数の更なる増加を図ってまいります。

(ii) 定番商品への取り組み

当社グループでは、競合他社との差別化、効率化を求めてきましたが、改めて「うまさ」に対するこだわりを見つめ直すことが重要であると考えております。特に強みである店内調理に着目し、あえて手間をかけること、当社グループの調達力を活かしてうまい部位を使用すること等により商品に磨きをかけ、お客様の期待する本格的なすしの味や食感を提供することで差別化することに注力してまいります。また、これらを実行するために体系化された研修制度や従業員の定着率向上によって店内調理ノウハウを蓄積し、研鑽を積んだ従業員が店内調理を担当することで高品質な商品の提供に取り組んでまいります。

(iii) 顧客ニーズへの対応

アプリの登録者情報、店舗での発券等の顧客情報に基づき、お客様の特性に応じたサービスの提供、客単価の向上、オリジナルメニューの強化を推進してまいります。

また、オンライン注文システムの改善やテイクアウト専用メニューの導入を実施することでテイクアウトニーズへの対応を推進していくほか、ICチップ内蔵の皿を用いたビッグデータ分析やタッチパネル注文システムの改善などITシステムを活用することで高品質な接客・サービスで顧客ニーズに対応してまいります。

このほか、お客様等からのアンケートや外部業者を活用した店舗サービスの評価を利用し、店舗ごとの課題を特定、改善することでオペレーションの改善を図ってまいります。

③ コストの最適化

インフレによる原材料費、人件費等の市況推移によるコスト上昇が想定されております。当社グループにおいては、インフレの影響を受けやすい費用項目は当社グループのコストに大きな影響を与えることが考えられるため、以下の施策により最適化を図ってまいります。

(i) 食材調達

当社グループは日本国内に477店舗（2017年9月30日現在）を有する回転すしチェーンであり、食材については原則として本社で一括調達することによるスケールメリット、仕入先との協力体制や生産者との長期的な関係の構築により、調達コストの削減や価格の安定化に努めてまいります。

(ii) 人件費等

当社グループでは、店舗オペレーションの効率化や従業員の教育、標準化による生産性の向上、社員業務の移管等により、人件費の削減に取り組んでまいります。

④ 海外事業拡大の機会

当社グループは、韓国に7店舗（2017年9月30日現在）を展開しており、海外事業の拡大は当社グループの更なる成長要素であることから、国内のみならず海外においても成長性のある市場に対して事業拡大の機会を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2017年9月30日現在）

当社は、持株会社として当社グループの経営方針策定・経営管理を担当しており、当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成され、直営方式による回転すし店のチェーン展開を主たる事業としております。

当社グループは、すし事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループは、「うまいすしを、腹一杯。うまいすしで、心も一杯。」を使命として、国内では「スシロー」ブランドにて直営方式による回転すし店を中心に展開し、海外では韓国で直営方式による回転すし店を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2017年9月30日現在）

① 当社

本	社	大阪府吹田市
---	---	--------

② 子会社

株 式 会 社 あ き ん ど ス シ ロ ー	本社	大阪府吹田市
	店舗	東日本エリア 246店舗 西日本エリア 230店舗
S U S H I R O K O R E A , I N C .	本社	韓国ソウル市
	店舗	7店舗

(7) 使用人の状況（2017年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
すし事業	1,397 (16,371) 名	62名減 (932名増)

- (注) 1. 当社グループはすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の使用人数の記載はしていません。
2. 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、最近1年間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48 (3) 名	21名増 (2名増)	42歳	1.4年

- (注) 1. 当社はすし事業の単一セグメントであるため、セグメント別の使用人数の記載はしていません。
2. 使用人数は、就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、最近1年間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。
3. 使用人数が、2016年9月30日現在の27人に比べて21人増加しておりますのは、主として子会社から当社へ品質管理部門を移管したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2017年9月30日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	19,698
株式会社三菱東京UFJ銀行	19,698
株式会社みずほ銀行	9,849

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2017年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 109,000,000株
 ② 発行済株式の総数 27,458,920株（自己株式62株を含む）

（注）1. 2016年12月15日開催の取締役会決議により、同日付で自己株式25,000,000,000株の消却を行い、2016年12月15日開催の第2期定時株主総会決議により、2016年12月22日付で普通株式590株を1株に株式併合しております。これにより発行済株式総数は41,173,303,917株減少し、27,458,920株となっております。

2. 2016年12月15日開催の第2期定時株主総会決議により、定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

- ③ 株主数 47,663名
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
Consumer Equity Investments Limited	7,939,459	28.91
全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,111,100	4.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	949,300	3.46
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	556,700	2.03
サ ン ト リ ー 酒 類 株 式 会 社	416,600	1.52
H S B C - F U N D S E R V I C E S C L I E N T S A / C 5 0 0 H K M P F 1 0 P C T P O O L	356,100	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	338,000	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	315,100	1.15
株 式 会 社 極 洋	277,700	1.01
マ ル ハ ニ チ 口 株 式 会 社	277,700	1.01

（注）1. 単位未満は四捨五入して表示しております。

2. 持株比率は自己株式（62株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2012年12月21日 (注) 1	2013年 2月12日 (注) 1
新 株 予 約 権 の 数 (個)	1,099,841,411	286,915,151
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 732,604株 (新株予約権 1 個につき0.0006661株)	普通株式 191,114株 (新株予約権 1 個につき0.0006661株)
新株予約権の払込金額 (円)	新株予約権 1 個当たり 0.012937013	新株予約権 1 個当たり 0.012937013
新株予約権の行使に際して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	普通株式 1 株当たり 1,993.02円	普通株式 1 株当たり 1,993.02円
権 利 行 使 期 間	自 2015年 3月31日 至 2019年12月27日	自 2015年 3月31日 至 2019年12月27日
行 使 の 条 件	(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く) 新株予約権の数 172,149,091個 目的となる株式数 114,668株 保有者数 1名	新株予約権の数 114,766,060個 目的となる株式数 76,445株 保有者数 1名

名 称	第 7 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2015年 3月31日	2016年 5月19日
新 株 予 約 権 の 数 (個)	474,239,183	200,000,000
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 315,890株 (新株予約権 1 個につき0.0006661株)	普通株式 133,220株 (新株予約権 1 個につき0.0006661株)
新株予約権の払込金額 (円)	新株予約権 1 個当たり 0.040757915	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	普通株式 1 株当たり 3,493.39円	普通株式 1 株当たり 3,493.39円
権 利 行 使 期 間	自 2015年 4月21日 至 2019年12月27日	自 2016年 6月20日 至 2019年12月27日
行 使 の 条 件	(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く) 新株予約権の数 474,239,183個 目的となる株式数 315,890株 保有者数 1名	新株予約権の数 200,000,000個 目的となる株式数 133,220株 保有者数 1名

名 称		第 1 1 回 新 株 予 約 権	第 1 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2016年9月29日	2016年9月29日
新株予約権の数（個）		50,000,000	50,000,000
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 33,305株 (新株予約権1個につき0.0006661株)	普通株式 33,305株 (新株予約権1個につき0.0006661株)
新株予約権の払込金額（円）		新株予約権と引換えに 払込みは要しない	新株予約権と引換えに 払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		普通株式1株当たり 3,493.39円	普通株式1株当たり 3,493.39円
権 利 行 使 期 間		自 2016年 9月29日 至 2019年12月27日	自 2019年9月30日 至 2021年9月30日
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 50,000,000個 目的となる株式数 33,305株 保有者数 1名	新株予約権の数 50,000,000個 目的となる株式数 33,305株 保有者数 1名

(注) 1. 上記新株予約権は、株式会社あきんどスシローが発行した新株予約権のうち、株式会社あきんどスシローの単独株式移転により当社を設立した日（2015年3月31日）現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務を、株式会社あきんどスシローから当社が承継したものであります。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 以下において、

- ① 「スシロー株式」とは、当社が所有する株式会社あきんどスシローの株式を意味する。
- ② 「スシロー売却」とは、スシロー株式の所有権の譲渡（単一の取引によるか、関連する一連の取引によるかを問わない。）であって、かかる譲渡の購入予定者（及び本関連当事者。ただし、当社、当社の関連会社又は担保実行買主を除く。）（以下「スシロー購入予定者」という。）が、発行済み普通株式の50%以上を保有することになる結果をもたらすもの、又は株式会社あきんどスシローの資産の大部分を売却するものをいう。
- ③ 「CEIL」とは、Consumer Equity Investments Limitedを意味する。
- ④ 「本普通株式」とは、当社の普通株式を意味する。
- ⑤ 「本関連当事者」とは、関連当事者又は共同保有者を意味する。
- ⑥ 「担保実行買主」とは、シンジケート団が本件担保権を実行したこと（帰属清算、処分清算及び任意売却を問わない。以下同じ。）に伴って株式を買い受ける買主を意味する。
- ⑦ 「上場」とは、上場証券市場において、当社、又はその子会社のいずれかの株式取引を行うための上場許可をいう。
- ⑧ 「本件売却」とは、以下のいずれかの場合を意味する。
 - ・ CEILが所有する本普通株式の所有権の譲渡（単一の取引によるか、関連する一連の取引によるかを問わない。）であって、かかる譲渡の購入予定者（及び本関連当事者。ただし、CEIL、CEILの関連会社又は担保実行買主を除く。）（以下「当社購入予定者」という。）が、発行済みの本普通株式の50%以上を保有することになる結果をもたらすもの
 - ・ CEILの支配権の変更、即ち、P 4 Sub Continuing L.P. 1、Permira IV Continuing L.P.、Permira Investments Limited及びP 4 Co-Investment L.P.が、合計して、直接又は間接にCEILの発行済株式の50%以上を保有しないことになる結果をもたらすもの（CEILの支配権の変更をもたらすCEILの発行済株式の譲渡の購入予定者を、以下「CEIL購入予定者」という。）。
- ⑨ 「購入予定者」とは、スシロー購入予定者、CEIL購入予定者又は当社購入予定者を意味する。
- ⑩ 「本件担保権」とは、①CEILがその所有する本普通株式に設定した担保権と実質上同じ条件で、本新株予約権の行使により発行される本普通株式に対して設定される担保権、及び②当社がスシロー株式に設定する担保権を意味する。
- ⑪ 「シンジケート団」とは、（旧）株式会社あきんどスシローの株式取得に伴う取引のために又は当該取引に関連して当社、株式会社あきんどスシロー又はCEIL若しくはCEILの関係会社が資金調達（当該資金調達に基づく借入金を弁済するために行う資金調達及びそれに伴いその他の目的のために行う資金調達を含む。）を行った銀行、金融機関その他の債権者を意味する。

- (2) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下のいずれかに該当する場合に限り、本新株予約権を行使できる。ただし、下記(3)に定める場合はこの限りでない。
- ① 本普通株式が上場した場合
 - ② スシロー売却に関する拘束力のある契約（条件付きか、そうではないかを問わない。）が締結され、かつ、CEILが本新株予約権者に対して本新株予約権の行使の意思を確認するための通知を行った場合
 - ③ 本件売却に関する拘束力のある契約（条件付きか、そうでないかを問わない。）が締結されるか、又はCEILがその企業集団の組織再編のために必要であると判断した場合に、CEIL又は本件売却における売却当事者が、CEIL及び本新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約に従い、本新株予約権者に対してその保有する本新株予約権のすべてを行使することを書面により通知した場合
- (3) 本新株予約権者（②の場合においてはその相続人）は、以下の事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、本(3)は本新株予約権者がCEILである場合には適用されない。
- ① 本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の取締役、執行役員又は従業員の地位をいずれも喪失した場合（ただし、当社の取締役会が行使を承認した場合はこの限りではない。）
 - ② 本新株予約権者が死亡した場合
 - ③ 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け、若しくは自らこれを申し立てた場合
 - ④ 本新株予約権者が、当該者に適用される当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の社内規程に違反する行為を行ったと当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社取締役会が判断した場合
 - ⑤ 本新株予約権者が、当該者の従業員の地位について適用される又は仮に従業員の地位を有するとすれば適用される、当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の就業規則に違反する行為を行い、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇等の対象となり得ると当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の取締役会が判断した場合
 - ⑥ 本新株予約権者に不正行為又は職務上の義務違反若しくは懈怠があった場合
 - ⑦ 本新株予約権者が当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社の事前の書面による承諾を得ないで当社、株式会社あきんどスシロー及び／又は当社の関連会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等のアドバイザー又は役員その他経営管理にあたる地位に就任することを含む。）を行った場合
 - ⑧ 新株予約権割当契約又は本新株予約権者が当事者である委任契約の定めにより本新株予約権者が違反した場合
 - ⑨ 本件担保権が実行された場合
- (4) 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

3. 監査等委員でない社外取締役の保有分はありません。
 4. 上記のうち、監査等委員でない取締役1名に付与している新株予約権は、監査等委員である取締役の地位にあったときに付与されたものです。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2017年9月30日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	ス テ ィ ー ブ ・ デ イ カ ス	
代 表 取 締 役 社 長	水 留 浩 一	株式会社あきんどスシロー代表取締役社長 SUSHIRO KOREA, INC. 理事 株式会社スシロークリエイティブダイ ニング代表取締役
取 締 役	ジ ョ ン ・ ダ ー キ ン	株式会社あきんどスシロー取締役常務 執行役員財務本部長
取 締 役	豊 崎 賢 一	株式会社一豊代表取締役
取 締 役	アレキサンドル・エメリー	ペルミラ・アドバイザーズ・リミテッド取 締役兼パートナー兼アジア統括責任者 Consumer Equity Investments Limited取締役 (株)ジョンマスターオーガニックグルー プ代表取締役 Trivium Holdings Limited取締役
取 (監 査 等 委 員 役)	川 島 育 也	株式会社あきんどスシロー監査役 税理士法人川島総合事務所代表社員 ブレイクスルー・サポート(株)代表取締役 公認会計士川島育也事務所代表 (株)藤商事社外監査役
取 (監 査 等 委 員 役)	藤 井 良 太 郎	ペルミラ・アドバイザーズ(株)代表取締役 社長 (株)ジョンマスターオーガニックグルー プ取締役
取 (監 査 等 委 員 役)	ポ ー ル ・ ク オ	
取 (監 査 等 委 員 役)	市 毛 由 美 子	のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士 NECネットエスアイ(株)社外取締役 イオンモール(株)社外監査役 三洋貿易(株)社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 取締役（監査等委員）川島育也氏、藤井良太郎氏、ポール・クオ氏及び市毛由美子氏は、社外取締役であります。

2. ①取締役（監査等委員）川島育也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ②取締役（監査等委員）ポール・クオ氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役（監査等委員）川島育也氏、ポール・クオ氏及び市毛由美子氏を株式会社東京証券取引の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助する常勤の内部監査担当者を配置しているため、常勤の監査等委員の選定は行っておりませんが、取締役（監査等委員）川島育也氏は、重要な社内会議への出席等による日常的な情報収集及び情報の共有を行っており、内部監査部門と監査等委員会との十分な連携をとっております。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。2017年9月30日現在の執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

地	位	氏	名	担	当
執	行	役	員	清水 敬太	財務経理部
執	行	役	員	木下 嘉人	総務部
執	行	役	員	加藤 広 慎	海外事業部

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	5名	194百万円
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） （ う ち 社 外 取 締 役 ）	3名 (3名)	27百万円 (27百万円)
合 計 （ う ち 社 外 役 員 ）	8名 (3名)	222百万円 (27百万円)

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況 及 び 兼 職 先 と の 関 係 等
取 締 役 (監査等委員)	川 島 育 也	当社子会社である㈱あきんどスシローの監査役であります。当社は同社との間で業務委託契約及び出向契約に基づく取引があります。また、税理士法人川島総合事務所代表社員、ブレイクスルー・サポート㈱代表取締役、公認会計士川島育也事務所代表、㈱藤商事社外監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	藤 井 良 太 郎	ペルミラ・アドバイザーズ㈱代表取締役社長であります。同社は、当社の発行済株式総数の28.91%を所有するConsumer Equity Investments Limitedを間接的に保有する投資ファンドに対して投資助言を行うペルミラ・アドバイザーズ・グループのグループ会社であります。また、㈱ジョンマスターオーガニックグループ取締役であります。同社と当社との間に特別な関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	市 毛 由 美 子	のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士、NECネットエスアイ㈱社外取締役、イオンモール㈱社外監査役、三洋貿易㈱社外取締役（監査等委員）であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	川 島 育 也	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに、監査等委員会12回すべてに出席しました。公認会計士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	藤 井 良 太 郎	当事業年度に開催された取締役会21回すべてに、監査等委員会12回すべてに出席しました。経営者としての高い見識を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	ポ ー ル ・ ク オ	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回、監査等委員会12回すべてに出席しました。金融機関における実務経験と幅広い見識を活かし、当社の経営に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	市 毛 由 美 子	2016年12月15日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回すべてに、監査等委員会9回すべてに出席しました。弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	119百万円

(注) 1. 当社及び会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人より、主に財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価及び上場支援に係る助言業務を受けております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合によるほか、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する場合又は監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じたときは、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議事項とすることを取締役会に請求するとともに、取締役会は本件について審議し適切な対応を図ってまいります。

⑤ 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、2015年12月22日、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2016年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、配当については業績及び内部留保の充実等を総合的に勘案しながら、安定的・継続的な配当を行う予定であります。内部留保資金については、経営基盤の強化に向けた諸施策の実施のための積極的な投資等の原資として充当してまいります。

当社は、親会社の所有者に帰属する当期利益ベースでの連結配当性向40%を目標として、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

連結財政状態計算書

(2017年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債 及 び 資 本	
流 動 資 産	11,975	負 債	
現金及び現金同等物	8,538	流 動 負 債	27,722
営業債権及びその他の債権	1,214	営業債務及びその他の債務	16,719
棚 卸 資 産	1,174	借 入 金	4,114
その他の金融資産	241	未 払 法 人 所 得 税	2,028
その他の流動資産	807	そ の 他 の 金 融 負 債	1,763
非 流 動 資 産	113,587	引 当 金	1,179
有形固定資産	21,169	そ の 他 の 流 動 負 債	1,920
の れ ん	30,371	非 流 動 負 債	66,040
無 形 資 産	54,550	借 入 金	44,747
敷金及び保証金	6,969	そ の 他 の 金 融 負 債	2,489
その他の金融資産	51	引 当 金	1,646
その他の非流動資産	476	繰 延 税 金 負 債	17,104
資 産 合 計	125,562	そ の 他 の 非 流 動 負 債	54
		負 債 合 計	93,762
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	31,853
		資 本 金	100
		資 本 剰 余 金	13,573
		利 益 剰 余 金	17,730
		自 己 株 式	△0
		その他の資本の構成要素	450
		非 支 配 持 分	△53
		資 本 合 計	31,800
		負 債 及 び 資 本 合 計	125,562

連結損益計算書

(2016年10月1日から
2017年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	156,402
売上原価	△75,498
売上総利益	80,905
販売費及び一般管理費	△70,976
その他の収益	119
その他の費用	△844
営業利益	9,204
金融収益	217
金融費用	△427
税引前利益	8,995
法人所得税費用	△2,049
当期利益	6,946
当期利益の帰属：	
親会社の所有者	6,952
非支配持分	△6

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結持分変動計算書

(2016年10月 1 日から
2017年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式
2016年10月1日残高	100	42,103	7,282	△25,028
当期利益			6,952	
その他の包括利益				
当期包括利益合計	－	－	6,952	－
欠損填補		△3,502	3,502	
株式に基づく報酬取引			14	
自己株式の取得				△0
自己株式の消却		△25,028		25,028
支配の喪失を伴わない子会社 に対する所有持分の変動			△20	
その他				
所有者との取引額合計	－	△28,530	3,497	25,028
2017年9月30日残高	100	13,573	17,730	△0

	その他の資本の 構成要素	親会社の所有者に 帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
2016年10月1日残高	465	24,922	△64	24,858
当期利益		6,952	△6	6,946
その他の包括利益	△1	△1	△5	△6
当期包括利益合計	△1	6,951	△11	6,940
欠損填補		－		－
株式に基づく報酬取引	△14	－		－
自己株式の取得		△0		△0
自己株式の消却		－		－
支配の喪失を伴わない子会社 に対する所有持分の変動		△20	20	－
その他		－	2	2
所有者との取引額合計	△14	△20	21	2
2017年9月30日残高	450	31,853	△53	31,800

貸 借 対 照 表

(2017年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,962	流 動 負 債	5,776
現 金 及 び 預 金	605	1 年 以 内 返 済 予 定 の	4,168
関係会社短期貸付金	4,168	長 期 借 入 金	143
前 払 費 用	6	未 払 金	7
繰 延 税 金 資 産	51	未 払 費 用	1,349
そ の 他	1,133	未 払 法 人 税 等	16
貸 倒 引 当 金	△2	預 り 金	50
固 定 資 産	54,497	賞 与 引 当 金	43
有 形 固 定 資 産	0	役 員 賞 与 引 当 金	45,102
建 物	0	固 定 負 債	45,077
工具、器具及び備品	0	長 期 借 入 金	21
無 形 固 定 資 産	4	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
ソ フ ト ウ ェ ア	4	そ の 他	
投資その他の資産	54,492	負 債 合 計	50,878
関 係 会 社 株 式	33,896	(純 資 産 の 部)	
関係会社長期貸付金	20,412	株 主 資 本	9,207
繰 延 税 金 資 産	132	資 本 金	100
そ の 他	52	資 本 剰 余 金	9,768
資 産 合 計	60,459	資 本 準 備 金	25
		そ の 他 資 本 剰 余 金	9,743
		利 益 剰 余 金	△660
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△660
		繰 越 利 益 剰 余 金	△660
		自 己 株 式	△0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	98
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	98
		新 株 予 約 権	276
		純 資 産 合 計	9,581
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	60,459

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2016年10月 1 日から)
(2017年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		375
営 業 費 用		881
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		881
営 業 損 失		506
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	347	
そ の 他	27	374
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	141	
上 場 関 連 費 用	407	
そ の 他	4	552
経 常 損 失		685
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	101	101
税 引 前 当 期 純 損 失		786
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△165	
法 人 税 等 調 整 額	40	△125
当 期 純 損 失		660

株主資本等変動計算書

(2016年10月 1 日から)
(2017年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	100	25	38,245	38,270	△3,502	△3,502	△25,000	9,868
当 期 変 動 額								
当 期 純 損 失					△660	△660		△660
欠 損 填 補			△3,502	△3,502	3,502	3,502		－
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の消却			△25,000	△25,000			25,000	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△28,502	△28,502	2,842	2,842	25,000	△661
当 期 末 残 高	100	25	9,743	9,768	△660	△660	△0	9,207

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	－	－	289	10,157
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失				△660
欠 損 填 補				－
自己株式の取得				△0
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	98	98	△13	85
当 期 変 動 額 合 計	98	98	△13	△576
当 期 末 残 高	98	98	276	9,581

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年11月13日

株式会社スシローグローバルホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 野 大 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スシローグローバルホールディングスの2016年10月1日から2017年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社スシローグローバルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年11月13日

株式会社スシローグローバルホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 由 佳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 野 大 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スシローグローバルホールディングスの2016年10月1日から2017年9月30日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2016年10月1日から2017年9月30日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年11月15日

株式会社スシローグローバルホールディングス

監査等委員会

監査等委員 川 島 育 也 ㊞

監査等委員 藤 井 良太郎 ㊞

監査等委員 ポール・ク オ ㊞

監査等委員 市 毛 由美子 ㊞

(注) 監査等委員川島育也、藤井良太郎、ポール・クオ及び市毛由美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines on a light gray background.

定時株主総会会場ご案内図

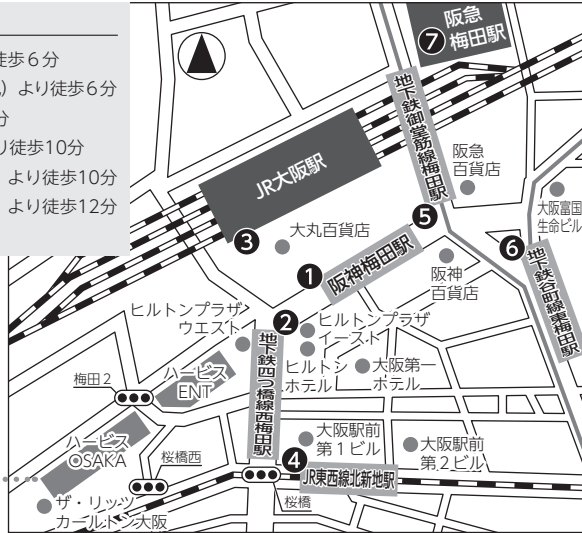
株主総会 会場：ハービスHALL

大阪市北区梅田 2-5-25 ハービスOSAKA 地下2階

<http://www.herbis-hall.com/>

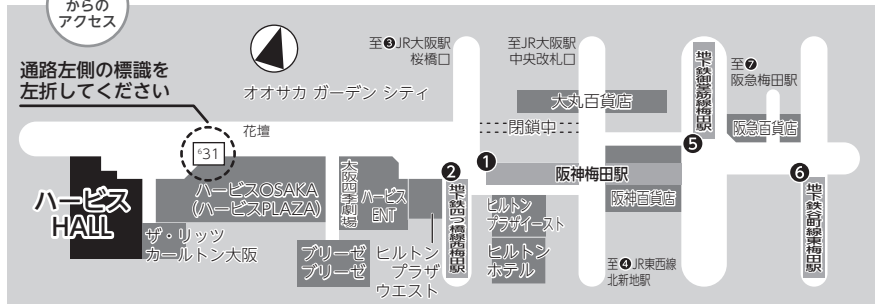
交通のご案内

- 1 阪神梅田駅（西改札）西側より徒歩6分
- 2 地下鉄四つ橋線西梅田駅（北改札）より徒歩6分
- 3 JR大阪駅（桜橋口）より徒歩7分
- 4 JR東西線北新地駅（西改札）より徒歩10分
- 5 地下鉄御堂筋線梅田駅（南改札）より徒歩10分
- 6 地下鉄谷町線東梅田駅（北改札）より徒歩12分
- 7 阪急梅田駅より徒歩15分



地下道
からの
アクセス

通路左側の標識を
左折してください



※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。